

三重ボランティア基金 とこわか運動等推進助成 実施要綱

1 目的

地域社会において、ボランティアの皆様は様々な事情で支援を求める方々の生活課題に向き合い、支えあいの活動を推進された。しかし、ボランティアの助けを必要とする方々のニーズにこれからも向き合い、支援していくためには、従前にも増してボランティア活動に理解を示し、活動していただけるボランティアの力が必要とされている。

そこで、令和3年度に開催される三重とこわか国体、三重とこわか大会を契機として、とこわか運動等に携わるボランティア団体等に広く助成し、とこわか運動の定着と県民のボランティア活動の活性化につなげることを目指して実施する。

2 助成対象

三重とこわか国体・三重とこわか大会事務局に「とこわか運動を展開し、登録されている団体」又は「とこわかサポーターズとして届出されている団体」のうち、市町ボランティアセンター（市町社会福祉協議会に設置）にボランティア団体として登録されている団体（本助成申請時のボランティアセンターへの登録も可とする）を対象とする。

3 助成対象費用

- ①とこわか運動を展開するにあたり、必要となる消耗品等の購入費用
（新型コロナウイルス感染防止対策を含む）
- ②とこわかサポーターズとしての活動に必要な費用
- ③その他、三重とこわか国体・三重とこわか大会を契機として展開されるボランティア活動に関する費用

4 助成対象期間

令和2年8月1日～令和4年3月31日

5 助成額（※）

1団体 50,000円以内（助成予定総額 7,500,000円）

【対象経費】

とこわか運動等を行うのに必要な次に掲げる経費。

報償費・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・会議費・手数料・賃借料、
その他必要な費用（人件費は除く）

6 助成の申請及び審査

- ①活動計画案を盛り込んだ助成申請書（様式と①）を令和3年9月30日（木）までに当基金あてに提出するものとする。
- ②三重ボランティア基金事務局は、提出された申請書類を審査基準に基づいて審査し、併せて申請書類の写しを三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局に意見照会をする。特に意見がなければ、三重ボランティア基金から助成決定を行う。

7 助成の決定

当基金は、助成決定後速やかに決定通知（様式と②）を送付するものとする。

不承認の場合は不承認通知（様式と③）を送付する。

8 助成金の交付

助成決定後、申請書記載の指定口座へ当基金から送金する。

9 交付の条件

- ①活動を中止または廃止する場合には、当基金理事長の承認を受け、速やかに助成金額を返還しなければならない。
- ②活動の内容、助成金の使途が大幅に変更された場合並びに助成を受けた活動が困難となった場合においては、速やかに当基金理事長に報告してその指示を受けなければならない。

10 実績報告

事業にかかわる実績報告は、令和4年3月31日までに（様式と④）により当基金理事長あてに提出しなければならない。また、その際には助成金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を調べ、当該収入及び支出について証拠書類を整理しておくこと。

11 その他

この事業は基金を活用して実施するものであり、助成を受けた活動を進める際はその旨の周知に努め、募金活動に協力しなければならない。



イメージキャラクター

ミイ
Mee